

社会福祉法人光摂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光摂会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、（評議員及び役員（理事、監事）（以下「役員等」という））の報酬について定めるものである。

第2条 役員等には、理事会、評議員会の出席に応じ、次のように報酬を支給する。

役職	支給の単位	支給額
理事長	月額（各種会議の出席ごとに支給しない）	50,000円
理事	監査、理事会、評議員会出席につき（1日5,000円限度）	5,000円
監事	監査、理事会、評議員会出席につき（1日10,000円限度）	10,000円
評議員	評議員会出席につき（1日5,000円限度）	5,000円

2 支給額は、源泉徴収後の額とする。なお、法人職員としての地位を有する者に限り、支給額から当該職員が所属する部門の就業規則に準じて必要な額を控除する。

3 交通費は支給しない。ただし、遠隔地から高速道路等を利用して各種会議に出席する場合は、高速道路利用料のみ支給する。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

(補足)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日改正。

この規程は、令和7年4月1日改正とする。